

サービス利用約款

2010. 10. 4 改訂

■C2mobile サービス利用約款

シーツ株式会社（以下「弊社」という）は、「C2mobile サービス利用約款」（以下「本約款」という）を以下の通り定める。
第1条（用語の定義）

- 「C2mobile サービス（以下、「本サービス」という）」とは、特定のユーザーがインターネットを通じて送信した電子情報を、弊社指定のサーバーに保存または登録し、当該電子情報の閲覧を希望する者のメールアドレスもしくは指定された電子機器宛に一斉同格的に送信するサービスを主とした、弊社が別途商品価格表等にて指定する各種の有償の携帯電話向けASPサービス（各種のサービスコース、プラン、その他付随するオプション等を含む）をいう。
- 「モバイル e チラシ」とは、本サービスを利用し、インターネットを通じエンドユーザーのメールアドレスもしくは指定された電子機器宛に送信される情報内容の総称をいう。
- 「ユーザー」とは、本約款に従い、弊社より有償で本サービスの提供を受け、弊社に情報が登録され、本サービスを自ら利用することが出来る個人または法人もしくはその他の社団をいう。
- 「エンドユーザー」とは、ユーザーによる募集等を通じ、ユーザーが本サービスにより発信するモバイル e チラシその他の電子情報を自ら受信可能な設定においてある者。
- 「登録メールアドレス」とは、有効に送信可能なエンドユーザーのメールアドレスをいう。
- 「ASPサービスコース（以下「サービスコース」という）」とは、弊社が本サービスとして指定する、各自に特徴のある機能、料金体系、性質等を備えた本サービス内のコース・オプション等の種別一般をいう。
- 「本サービス申込書」とは、本サービスの申込に当たり、弊社が指定する専用の申請書（利用時点で設定される弊社指定の商品価格表その他弊社が発行する付随資料、または弊社 Web サイト等にて容易に確認可能な資料、またはサービスコース変更もしくはオプションの追加等を申請するための各種申込書を含む）をいい、当該申込書に附される細則は、本約款の一部を構成するものとする。
- 「本約款」とは、本約款に従い、弊社が本サービスの提供を行い、もしくは本サービスの利用希望者が本サービスを利用し、もしくは継続するための契約をいう。

第2条（秘密保持）

- ユーザーならびに弊社は、本サービスを利用する上で知り得た、互いの営業上の秘密情報ならびに技術情報、ノウハウ、経営情報（利用者の名称、住所等）等（以下「秘密情報」という）を秘密に保持し、相手方の許諾を得ず当該秘密情報を第三者に開示、もしくは漏洩し、または、本サービスを利用する以外のいかなる目的にも使用してはならないものとする。
- 前項の規定にかかわらず、次の秘密情報については、各当事者は、秘密保持義務を負わないものとする。
 - 相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有し、または第三者から入手していたことを立証出来るもの。
 - 相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
 - 相手方より開示を受けた後、自己の責によらず公知公用となったもの。
 - 当事者が独自に創作したもの。

第3条（本約款及び本サービスの変更等）

- 本約款は、本サービスに関し、ユーザーその他の利用者に適用されるものとする。
- 本サービスの性質に応じ設けられた特約及び本サービス申込書に定める料金規定等の細則は、本約款の一部を構成するものとする。但し、本サービス申込書が電子的に発行される場合、当該細則とは、本サービス利用の申込みを行うために必要な所定の手続において、弊社が当該手続内に記載する一切の内容をいう。
- 弊社は、本サービスの利用料金、本サービスの内容に関する規定等を含め、本約款を随時変更することが出来、以後、本サービスの利用条件その他本契約の内容は、変更後の規定を適用するものとする。
- 弊社は、前項の変更を行う場合、ユーザーに対し電子メールその他弊社が適当と判断する方法により当該変更内容を通知するものとする。但し、急を要しまたは既存ユーザーの利用条件の重要な変更を伴わないと判断したときは、この限りではない。
- 弊社は、ユーザーへの予告なく、本約款で包括的に定める範囲内で、本サービスの内容の一部を変更または追加することが出来るものとする。但し、当該変更に伴い生じた利用者の損害につき、一切の責を負わないものとする。

第4条（契約及び利用料金）

- 本サービスの利用希望者（以下「申込者という）は、本約款及び本サービス申込書等に記載される内容に同意した後は、遅滞なく本サービス申込書等に記載される所定の初回料金を弊社指定口座へ送金し、必要事項を記入した本サービス申込書を送信することで、本サービスの利用を申込みものとする。弊社は、本サービス申込書の到着及び当該初回料金の送金を確認し、且つ本サービスの提供が可能になり次第、速やかに申込者が申告した住所またはメールアドレス（以下「申込者連絡先」という）宛に本サービスの利用開始に関する案内（以下「本サービス利用開始案内」という）を送信する。
- 本契約の効力は、申込者が前項の方法により申込みを行い、弊社がこれに対し本サービス利用開始案内を申込者に通知したときから生じるものとし、弊社は、申込みを受けてから承諾を行うまでの間に、ユーザーとして申込者の情報登録を行う。
- 弊社は、次のいずれかに該当すると判断した場合、第1項に定める申込みを拒絶することが出来るものとし、当該申込みを拒絶した場合、その旨を該当する申込者に対し通知するものとする。なお、弊社は、当該申込者に対し、申込みを拒絶した事に関して何らの責を負わないものとし、また、申込みを拒絶した理由を説明または開示する義務を負わないものとする。
 - 本サービスに関連する弊社指定のサーバーその他弊社が運用または管理する設備、端末、ソフトウェア等の運用、保守が技術上困難なる場合、またはその恐れがある場合。
 - 本サービスの申込みに関する弊社への届出事項に虚偽の記載または必要事項の記入漏れがある場合。
 - ユーザーの信用状態が極めて低いと判断する場合。
 - その他本サービスを提供することが不適切または不都合であると弊社が判断する場合。

- 利用開始日は、本サービス利用開始案内に記載された利用開始日のこととする。
- 本サービス申込書等に明示的な定めのある場合を除き、ユーザーは、利用開始日を含む月の翌月以降、毎月1日から末日までを利用期間と定め、第6条及び第7条の方法により本サービスの利用料を支払うものとする。
- 第5項にかかわらず、利用開始日を低月月の本サービスの利用料については、利用開始日を起算日として末日までの日割り計算を行うものとし、ユーザーは、弊社が別途指定する方法によりこれを支払うものとする。
- ユーザーが使用するコンピュータ機器及び通信機器などの設置に関する費用、本サービスを利用するために要した電話番号及びデータ通信料金、ユーザー側で契約した専用線などの利用料及び申請料金等は、ユーザー負担とする。
- 弊社と、ユーザーによる本サービスの利用に際し、本サービスが不良品であるか否かを問わず、個々のサービスについてユーザーの利用開始日から30日以内であれば、速やかに返品に伴う返金もしくは交換を行う。
- 第8項その他特に弊社が指定する場合を除き、ユーザーから弊社に支払われた本サービスに関する一切の料金等の金員は、いかなる事由であるかを問わず、返還を行わないものとする。

第5条（本サービスの提供期間）

- 本契約の成立後、弊社は、別段の明示的な定めのない限り、ユーザーに対し本サービスを当初6ヶ月間提供するものとする（以下「最低利用期間」という）。従って、ユーザーと弊社との間で本契約が成立した場合、第4条第2項に従い、当該契約は、その成立日をもって発効するとともに、本サービス利用開始日の翌月1日から起算して6ヶ月間が経過するまでの間、有効に存続するものとし、また、当該有効期間中、ユーザーは第20条第3項に定める場合を除き、本契約を解約出来ないものとする。
- ユーザーまたは弊社から、相手方に所定の方法により契約の更新を拒絶する通知（以下「更新拒絶通知」という）を送付し、到達しない限り、本契約は、最低利用期間の経過後も1ヶ月毎に自動的に更新が行われるものとする。
- 更新拒絶通知は、第1項及び第2項に定める本契約の有効期間が満了する月の前月の末日までに、ユーザーまたは弊社から本約款に従い本契約を終了する旨を電子メールまたは書面に相手方に通知するものとする。
- ユーザーが申込を行った本サービスの種別等に応じ別途に規定が設けられている場合、第1項もしくは第2項は適用を除外され、当該規定が優先的に適用されるものとする。

第6条（本サービス利用開始のための設定）

- ユーザーは、第4条に従い本サービスの利用を申込みと同時に、第7条に定める本サービスの代金決済手段として、ユーザー指定の預金口座からの自動振替により弊社指定の預金口座へ前払いする方法をとるために必要な弊社指定の手続きを行い、本契約の有効期間中に発生した利用料金はこの方法により弊社に支払うものとする。但し、弊社がこれと異なる指定をした場合、ユーザーは当該指定に従うものとする。

第7条（対価）

- 本サービス利用の対価は、申込みを行うサービスの種別に応じて、本サービス申込書等に定める、所定の「初期費用」及び「月額料金」及びその他の利用料金等からなるものとする。ユーザーは、本約款もしくは本サービス申込書に定める支払方法に基づき、当該対価の合計金額を、弊社に対して支払うものとする。但し、別段の明示的な定めがある場合を除き、弊社への送金時に要した手数料はユーザーが負担するものとする。
- 登録メールアドレス数に応じて、算出される基本利用料金等が異なる場合、特に明示的な定めがある場合を除き、各月の集計期間における最大のメールアドレス数を集計対象とする。
- 申込者もしくはユーザーから所定の利用料金を超過した金額の支払等があった場合、第19条または第20条による場合を除き、弊社は原則として当該超過金の一部を次回以降の基本利用料金等として充当することが出来るものとする。

第8条（通知物や物品の発送）

- 弊社からユーザーへの通知は、通知内容を記載した電子メールもしくは書面を発送し、または弊社が指定する Web サイトに掲載する等、弊社が適当と判断する方法により行うものとする。
- 弊社は、電子メールもしくは弊社が指定する Web サイト内への記載をもってユーザーへの利用料金の請求書に替えることが出来るものとする。
- 第1項及び第2項における電子メールの送信にあたっては、ユーザーから申告されたメールアドレス（第11条による変更後のものを含む。）をもって送信先アドレスとする。

- 第1項から第3項までの規定に基づき、弊社からユーザーへの通知を電子メールの送信または弊社が指定する Web サイトへの掲載により行う場合、当該通知は、通知内容が所定のサーバー内に入力された時点でユーザーに到達したものとみなし、ユーザーが実際に確認を行ったことまでを必要としないものとする。

- 申告されたユーザーの住所（第11条による変更後のものを含む。）宛に弊社から送信した発送物が、宛先不明、留置期間経過等によって返送された場合、当該発送物を発信した日の翌日を含め、発信日の3日後に到達したものとみなす。

第9条（登録情報等の管理）

- 弊社は、ユーザーが本サービスを通じ弊社へ登録を行ったデータ等を善良なる管理者の注意により管理するが、当該データの存続を保証するものではない。
- 弊社は、次のいずれかに該当すると弊社が判断する場合、ユーザーの事前の承諾を得ることなく、弊社のサーバーに保存、登録されている電子メール、メールアドレスその他各種データの全部または一部を当該サーバーから削除、もしくは消去することが出来る。

- ユーザーが本約款に準拠した場合
- 第三者、弊社の権利、財産、プライバシー、信用等を保護する必要がある場合
- ユーザーと第三者との紛争、または第三者から弊社に対する苦情、問い合わせ等がなされたことにより、弊社の業務に支障が生じ、もしくは損害を受け、またはその恐れがある場合
- 解約または解除等の事由により本契約が終了した場合

第10条（ユーザー及びエンドユーザーの情報）

- ユーザーは、本サービスの申込みと同時に、本サービスの利用にあたり弊社に届け出た情報、本サービスに関連して弊社指定のサーバー等に記録される アクセス記録、及び履歴その他の本サービスに関するユーザーもしくはエンドユーザーの情報等の弊社による取扱いに関して、ユーザーに対し別途発行する「個人情報取扱いに関する同意条項」等に全て同意したものとみなす。
- 弊社は、本約款及び「個人情報に関する同意条項」に従い、各エンドユーザーに対し、登録メールアドレスもしくは Web ブラウザ等を通じて弊社が指定する情報を直接配信する場合がある。
- ユーザーは、弊社による前項の情報配信につき本サービス申込と同時に同意したものとし、エンドユーザーへは登録の前にその旨を合理的な方法で伝えるものとする。
- ユーザーは、本サービスの申込みと同時に、ユーザーが本サービスを適切に利用するために、弊社が必要と判断して第三者に本サービス運用の一部を委託し、もしくは第三者と提携する場合は、弊社が「個人情報取扱いに関する同意条項」等に従い、当該第三者に必要な最低限の情報を通知することについて同意したものとみなす。
- ユーザーが本サービスを通じて知り得た個人の情報は、第一義的にユーザーが自己の責任の下厳重に管理を行うものとし、弊社に故意・重大過失が明らか場合を除き、事由の如何を問わず、当該情報の流失、滅失等によりユーザー及び第三者が生じた損害について、弊社は一切の責を負わないものとする。
- ユーザーが本サービスを通じて取得した、エンドユーザーのメールアドレスその他第三者の個人情報は、情報登録を承認したエンドユーザー自身に帰属し、ユーザー及び弊社がエンドユーザーによる当該承認の下、当該個人情報の本約款に定める本サービスの利用目的の範囲内で使用できるものとする。
- 第6項に基づき、弊社は、いかなる内容といえども、本約款において特に明示的な定めのある場合を除き、ユーザーに対し、ユーザーが本サービスを通じて取得した個人情報を提供することには禁止されるものとする。

第11条（届出内容の変更及び開示請求）

- ユーザーは、自らの氏名、住所、電話番号、メールアドレス、本サービス管理・担当者情報等の連絡先情報、金融機関口座等の支払いに関する情報等、本サービスの利用に際して弊社に届け出ている内容に変更が生じた場合または誤りがある場合、変更予定日の10日以内にその変更内容を弊社に届け出るものとする。また、弊社は、ユーザーが当該変更内容を弊社へ変更しなかったことによりユーザーもしくは他の第三者に発生したいかなる損害に対しても、一切の責を負わないものとする。
- ユーザーは、弊社に対し自己の登録情報等の開示を求める場合、弊社が定める所定の手続きにより当該開示の申請を行うものとする。

第12条（ID 及びパスワードの管理）

- 弊社は、ユーザーが本サービスを利用する上で必要となる本サービス専用 ID 及びパスワードを、ユーザーに対して貸与するものとする。ユーザーは、当該 ID 及びパスワードの管理責任を負うものとし、本約款に定める範囲を超えて当該 ID 及びパスワードを使用してはならないものとする。
- 弊社が貸与する ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の不正使用等による損害の責はユーザーが負うものとし、弊社は一切の責を負わないものとする。
- ユーザーは、弊社が貸与する ID もしくはパスワードの失念、遺漏があった場合、または ID 及びパスワードが第三者に不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに弊社にその旨を連絡するとともに、弊社からの指示がある場合にはこれに従うものとする。

第13条（本サービスの利用）

- ユーザーは、第17条第1項または第2項にかける場合を除き、本契約の有効期間中、自らをして本サービスに関する次の取敢を行うことが出来るものとする。
 - 本サービスの種別に応じ弊社が指定し発行する、インターネット上の通信画面からの情報発信
 - 弊社指定の端末を利用する場合、当該端末の通信にかける弊社指定の一部項目の設定及び変更
 - その他本サービスの利用内容に関し弊社が事前に指定する項目の設定
 - 申込み時に弊社に届け出た一部情報の変更
- 本サービスに關して、明示、黙示を問わず弊社による保証はなく、その提供される時点で有する状態のみ提供されるものとする。但し、日本の法律による適用がある保証で、その適用の排除ないし制限が認められないものについては、その限りではない。
- 本サービス内で提供するコンテンツの品質及び成果に関するリスクは、ユーザーの負担とする。但し、この場合は第2項の但書を準用する。
- ユーザーは、データの毀損等に備えるため、予め自己の責任の下、必要に応じてバックアップのための複製作成、その他の保全措置を講じるものとする。

- ユーザーは、弊社より本サービスの提供を受けた後は、技術的に自ら設定、管理、操作を行うことが不可能な場合を除き、自己の責任の下、本サービスにつき自ら良識ある運用を行うものとする。但し、ユーザーは、第14条第2項または第26条第3項等の所定の場合に限り、各自の約款に従い弊社にその運用の一部を委託することが出来る。そのほか、特に明示的な定めのない場合の弊社によるサービスの内容については、本サービスの対象外とする。
- ユーザーが発信するモバイル e チラシ等の電子情報を受信可能な通信端末は、本サービスの内容に応じ特に指定がある場合を除き携帯電話に限定されるものとし、ユーザーは、自己の責任と費用負担において、本サービスを利用する為に必要な、情報通信を行うための設備、端末等を調達し維持するものとする。
- ユーザーは、本サービスを利用出来ない場合、自らの設備、端末等に異常、故障等が無いことを確認した上、弊社に対しその旨を弊社の指定する方法により通知するものとする。
- ユーザーは、本サービスを利用し、もしくはそれに関連して第三者と商品・サービス等の取引を行う場合、法に定める表示義務を遵守する等、諸法規に照らし健全な取引行為を行うものとする。さらに、当該取引に関しユーザーと第三者との間で損害もしくは紛争が生じた場合、弊社は当該ユーザーや当該第三者に対し、一切の責を負わないものとする。

- ユーザーは、本サービスに関連して第三者との間で紛争が生じた場合、自らの費用負担と責任において当該紛争を解決するものとし、これに関連して弊社に損害を与えた場合は、弊社に発生した損害を賠償するものとする。

- 本約款におけるユーザー及び利用者の責任及び制限に関する各条項は、本契約の終了後も継続して完全な効力を維持するものとする。

第14条（本サービスの種類と内容、提供範囲）

- 本サービスの内容、使用方法等については、本約款のほか、各自の利用案内（マニュアル等を含む）を通じて定めるものとし、次の事項については、本約款及び各利用案内等に明示的に定めがある場合を除き、利用者へ提供されないものとする。

- 本サービスの利用を通じ導入した端末その他の機材における消耗品の供給
- 本サービス及び本サービスに関係した他社社のハードウェア及びソフトウェアに関する問い合わせならびに障害対応等
- 本サービスにかかるデータの内容、変更等に関する問い合わせ
- 本サービスの利用を通じエンドユーザー等へ提供する、ユーザー設定ポイント及び金員等のサービス

- 弊社は、本サービスの内容に応じて弊社が特に指定する場合に限り、ユーザーから本サービスの設定に関する依頼を受けるものとする。但し、当該設定の受注に関してはサービスの内容に応じ相当の期間と範囲を設けるものとし、弊社は当該期間及び範囲を超えた依頼に関し、これを拒否する権利を有するものとする。

- 弊社は、ユーザーに対する本サービスの提供に關して必要となる業務の一部または全部を、弊社の判断により第三者に再委託することが出来るものとする。この場合、弊社は、当該再委託先に対し、再委託業務の遂行について、本約款等による弊社の義務及び責任と同等の義務及び責任を負わせるものとする。

第15条（サービスコースの変更及びオプション等の追加）

- ユーザーは、弊社の指定範囲内において、サービス利用開始日以後、サービスコースの変更、またはオプション等の追加もしくは削除（以下「サービスの変更」という）を申込みすることが出来るものとする。但し、ユーザーがサービス変更を希望する場合は、弊社に対し、変更を希望する月の前月の10日までに所定の方法により変更を申請するものとする。
- ユーザーがサービスの変更の申請を行う場合、当該時点でユーザーに残存する債務は全て当該申請時に清算を行うものとし、利用料金が新たに設定される等サービスの変更により新たな定めが生じる場合、ユーザーは当該サービスの変更の内容につき当該申請時に同意を行ったものとする。
- サービス利用開始日以後、設定可能なサービスの変更の申請を受けた場合、もしくは第4項の場合を除き、弊社は、所定の期間内にユーザーが希望するサービスの変更を行い、当該ユーザーにその通知を行う。

4. 弊社は、技術的、事務手続的に困難である等、弊社の業務遂行上支障があるときは、第1項の申請への対応に必要な相応の時間を要し、申請を承諾しない場合がある。

第16条（通信利用の制限）

1. ユーザーによる行為または当該行為による二次的な結果として、弊社のサーバーに過大な負荷を与えた場合に、弊社はユーザーの本サービスの利用を制限することが出来る。また、当該制限に伴い、ユーザーもしくは第三者に発生した不利益等について、弊社は一切の責を負わないものとする。

2. 存在しないメールアドレスを作為的に登録し、メール送信を行った結果として、弊社サーバーがエラーメール処理に要した費用は、不正行為を行った当事者に請求出来るものとする。

第17条（本サービス提供の中断または中止）

1. 弊社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により本サービスの提供の全部または一部を中断または一時中止することが出来るものとする。

(1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、その他の非常事象が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法8条に定める措置をとるとき。

(2) 前号規定の法律上の要請如何にかかわらず、通信需要の著しい増加等に対処するため公共の利益を優先する必要があると判断されるとき。

(3) 火災その他の事故により、電力供給、通信、交通手段等に障害、遅延が発生し、または発生するおそれがあるとき。

(4) 弊社の電気通信設備で使用するソフトウェアに瑕疵が存在したとき、またはウィルス配布、クラッキング等を受けたとき。

(5) 弊社の契約先業者変更に伴う電気通信設備の修正、変更等により、やむをえない事由が生じたとき、その他、弊社の電気通信設備の保守上または工地上やむをえない事由が生じたとき。

(6) 本サービスに関連する弊社指定のサーバー、その他弊社が運用もしくは管理する設備の保守を定期的または緊急に行う場合。

(7) 本サービスに関連する弊社指定のサーバー、その他弊社が運用または管理する設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他本サービスを提供出来ない事由が生じた場合。

(8) 法令による規制、司法命令等が適用されたとき。

(9) 利用者による行為または当該行為による二次的な結果として、弊社のサーバーに過大な負荷が生じたとき、または生じたと考えられるとき。

2. 弊社は、ユーザーによる本サービス利用の対価の支払が所定の期限内になされない場合に、当該ユーザーに対する本サービスの提供を停止することが出来る。但し、利用料金額の未収期間が最大で6ヶ月間を超えない範囲で、かつ未収分を全額清算した上、ユーザーからの申請がある場合に、弊社は、弊社の裁量により当該ユーザーに対する本サービスの提供を再開することができるものとする。

3. ユーザーが、前項により弊社から本サービスの提供を停止された場合、本サービス利用の再開を申請するか否かにかかわらず、弊社に対し、停止されるまで本サービスを利用出来た期間について利用料金等の清算を行うものとする。

4. 弊社は、第1項もしくは第2項の規定により、本サービス提供の中断または中止によって生じたユーザー、エンドユーザー及び第三者の損害につき、一切の責を負わないものとする。

第18条（禁止事項）

ユーザーは、本サービスの利用にあたり、次の行為をしてはならない。

(1) 第三者及び弊社の著作権、肖像権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。

(2) 第三者もしくは弊社の財産またはプライバシー等を侵害する行為。

(3) 第三者もしくは弊社に対する誹謗、中傷または名誉もしくは信用を毀損する行為、またはそのおそれのある行為。

(4) 第三者もしくは弊社に不利益または損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。

(5) アダルト、わいせつ等、公序良俗に反する内容や行為、またはそのおそれのある行為。

(6) 犯罪行為もしくは犯罪行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。

(7) 公論選挙法その他関係法令に違反して本サービスを利用し、選挙活動を行う行為。

(8) 本人からの承諾を得ることなく勝手に他人のメールアドレスを弊社指定のサーバーに保存、登録する行為、またはその恐れのある行為。

(9) エンドユーザー等が迷惑となる電子メールを配信する行為、またはそのおそれのある行為。

(10) 弊社に対して虚偽の申告、届出を行う行為。

(11) 本サービスの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。

(12) 弊社がユーザーに貸与したIDもしくはパスワードを不正に使用する行為、またはその恐れのある行為。

(13) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して、わずき講もしくはチェーンメールに該当する情報を提供する場合、またはそのおそれのある行為。

(14) 不正アクセス禁止法及び特定電子メール法に抵触する行為。

(15) 法律、法令もしくは条例に抵触する行為、またはそのおそれのある行為。

(16) 本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連してコンピューターウイルス等有害なプログラムを使用するもしくは提供する場合、またはそのおそれのある行為。

(17) 猥褻・猥雑な内容、品位を欠く、罵詈雑言に類する表現。

(18) 民族的差別及び人種的差別内容、表現。

(19) 他人にすぎず、もしくは代表権や代理権が無いにもかかわらず会社などの組織を名乗る行為。

(20) コンテンツの発信元を隠し、もしくは偽装するために、弊社が指定する方法以外でヘッダーなどの部分に手を加える行為。

(21) 本サービスの利用目的を離れて他の利用者の個人情報収集し、もしくは情報を蓄積する行為、または行おうとする行為。

(22) 本サービスを利用して、二次的な不正利用、アカウントの転貸貸、またはそのおそれのある行為。

(23) 本サービスを利用して知り得た個人の情報を本サービス以外の類似サービスに転用する行為。

(24) 前号各に定める行為を助長もしくは推進する行為、またはそのおそれのある行為。

第19条（弊社による解除）

1. 弊社はユーザーが次のいずれかに該当した場合、本契約の有効期間中といえども、何らの通知なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することが出来るものとする。

(1) 本契約による条項、マニュアル等の記載事項、弊社からの指導のいずれかに違反したとき

(2) ユーザーによる弊社への本サービス利用の対価の支払いが所定の期限内に為されないとき、または当該支払いに関するユーザーの信用力が著しく低下したとき

(3) 監督官庁により営業許可の取消、営業停止等の処分を受けたとき

(4) 破産申立て、商法上の整理開始の申立て、特別清算開始の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生開始の申立ての事実が生じたとき

(5) 第三者により仮差押、仮処分、強制執行を受ける等、資産状態が極度に悪化したとき

(6) 解散、合併または営業の重要な部分を譲渡したとき

(7) ユーザーが死亡したとき

(8) その他、弊社がユーザーとして不適当と判断したとき

2. 弊社は、ユーザーが本契約に違反したとき（ユーザーによる本サービス利用の対価の支払いが為されないときを除く）は、相応な期間を定めて当該違反についての是正を勧告し、当該期間経過後なおも当該違反が是正されない場合、本契約を解除することが出来るものとする。

3. 前2項に定める解除事由が生じた場合、既に発生した本サービス利用の対価等、ユーザーが弊社に対して負う一切の債務につき当然に弁済期が到来したものとみなす。但し、その際の清算方法等に関する定めについては、第6条に定める方法を準用するものとする。

第20条（ユーザーによる解除）

1. ユーザーは、解約を希望する月の末日までに所定の手続きにより弊社へ解約の通知を発信し、弊社が当該通知を受信することで解約できるものとする。但し、解約の効力は、特に指定のない場合、当該通知を弊社が受信した日を含む月の翌月1日から発生するものとする。

2. ユーザーによる解約後は本サービスの支払債務が新たに発生することはない。但し、解約を行う際は、既に発生した本サービスの利用料金等、ユーザーが弊社に対して負った一切の債務につき当然に弁済期が到来したものとし、その際の清算方法等に関する定めについては、第6条に定める方法を準用するものとする。

3. 第1項によりユーザーが解約する場合、第2項により、ユーザーは解約を通知した日を含む月の末日までの利用料金を弊社が指定する方法で支払うものとする。なお、弊社は、ユーザーから既に支払済みとなった料金等について、第4条第8項その他特に弊社が指定した場合を除き一切払い戻しをしないものとする。

4. 第10条第7項に基づき、解約時におけるサーバー内のユーザーに関するデータは、解約後、返却を行わないものとする。

第21条（弊社の免責）

1. ユーザーまたはエンドユーザーの使用する通信環境もしくは通信機器の障害や制限、もしくは利用者の過誤等、その他事由の如何を問わず、ユーザーが発信すべき情報が正常に送信されないか、またはエンドユーザーが当該情報を発信出来ない場合に発生した損害について、弊社は、ユーザー、エンドユーザー、その他の第三者に対して一切の責を負わないものとする。

2. 弊社は、本サービスで提供する如何なるコンテンツについてもその完全性を保証するものでなく、本サービスに関連してユーザーが第三者に損害を与えた場合、またはユーザーと当該第三者との間で紛争が生じた場合、弊社は、ユーザー、エンドユーザー、その他の第三者に対して一切の責を負わないものとする。

3. 弊社は、次のいずれかが発生した場合でも、ユーザー、弊社指定のサーバーに登録された電子メールアドレス及び第三者に対して一切の責を負わないものとする。

・本サービスの変更、中断、中止もしくは廃止

・本サービスにより送信される電子メールの延着、未達、流失、消失、改ざん、文字かけ等

・弊社指定のサーバーに登録された電子メールが本契約の終了後に本サービスにより送信されること

・サードパーティ提供による接続アタッチメント等の使用における不具合・その他機器の故障等

・ユーザーが本サービスの利用を通じ任意にエンドユーザーに提供する情報、ポイント、または特典等のサービスの内容及び成果

・その他本サービスに関連してユーザー、エンドユーザー、その他の第三者に発生した一切の損害

4. 弊社は、エンドユーザーその他の第三者からの苦情、問い合わせ等に対応し、または、当該苦情、問い合わせ等をユーザーもしくはユーザーが指定するものに取り次ぐ等、エンドユーザーその他の第三者に対して直接対応する義務を負わないものとする。

5. 弊社は、ユーザーが使用するサードパーティ提供の機器及びソフトウェアに関し、弊社が提供するマニュアルに記載される以外の機器や使用方法について、一切動作の保証を行わないものとする。

6. ユーザーが登録したデータの著作権法上の権利は、元々の著作権者に帰属するものとし、弊社はこれらの権利を保護する義務を負わないものとする。

第22条（広告クーポン機能及び弊社による換金等の条件）

1. エンドユーザーは、所定の手続きを経ることにより、自身の任意により、弊社が発行する広告付電子メールを受信することが出来る。

2. 前項により弊社運営媒体へ登録を行ったエンドユーザー（以下「クーポンユーザー」という）は、弊社が指定するwebサイト等に掲示する所定の方法によりポイント（以下「pt」と略称を用いる）を獲得することが出来る場合があり、その際、クーポンユーザーは一定の条件により取得したptを、現金もしくはユーザーが指定した商品等と交換することが出来る。

3. クーポンユーザーが、ユーザーが指定する商品等にて取得ptを交換した場合は、1pt=1円換算で弊社がその代金をユーザーに支払うこととする。

4. ptの集計期間は毎月1日から当月末日までとし、弊社はユーザーが商品等と交換に取得したptの合計に1円を乗算した金額を、翌月末日にユーザーが指定する金融機関口座に送金する。但し、支払い金額が3,000円に満たない場合は、翌月以降に繰越とする。但し、基本利用料金の未収金がある場合は、当該料金の支払いの期日に合わせ、これと相殺を行う。

5. ユーザーが第20条による解約を行う際も、未清算分の累計金額が1,000円以上の場合は全額支払を受けられる。

6. 第4項により、弊社からユーザーに対し本条に基づく送金を行う際、指定金融機関毎の手数料は、ユーザーが負担するものとする。

7. 規約に違反しているユーザーには一切の支払いを行わないものとする。また、支払いに先立ち、弊社はユーザーに対して、ユーザーの申込事項が虚偽でないことを確認する書類（住民票や登記簿謄本などを含む）の提出を求める場合がある。ユーザーは当該要求に速やかに応じる義務を負い、当該義務を果たさないユーザーに対しては、弊社は支払いを保留または当該請求の権利を有するものとする。

第23条（ポータルサイト及び外部webサイトとの連動）

1. 弊社は、本サービスを提供するにあたり、ユーザーに対しポータルサイト（ソーシャルネットワークングサービスを含む）を機能の一部として提供する場合がある。

2. ポータルユーザーとは、弊社またはユーザーがポータルサイトの提供もしくは運営を行うことにより、ポータルサイト内で提供されるサービスの利用を享受する者である。

3. ポータルユーザーがポータルサイトに登録を行ったことによりポータルユーザーに発生する利用資格、ポータルサイト内におけるポータルユーザーもしくはポータルユーザー間の行為等に関する定めについては、別途当該ポータルサイト内に利用約款を設け、ポータルユーザーは当該利用約款に同意してこれを利用するものとする。

4. ポータルユーザーがポータルサイト内の諸々のコンテンツを利用することにより、ユーザーにポイント等が発生する場合がある。その際にユーザーに発生するポイントについては、別途定める基準に従うこととするが、当該ポイントの換算率、ポータルユーザーもしくはユーザーに当該ポイントが発生する条件等については、社会情勢等により常に変動することにつき、ユーザーは、本サービス利用の申込みとともに、全て同意したものとみなす。

5. 前項におけるユーザーに対するポイント等の付与に伴い、弊社からユーザーに対する支払いが発生する場合、弊社は、ユーザーに対し弊社が有する利用料金等の請求権を自動債権として、ユーザーが有する当該債権と相殺することが出来るものとする。但し、ユーザーが有する債権の額が、弊社が有する債権の額を超過した場合、弊社は、ユーザーによる利用料金の支払い時期に合わせて、当該超過分の額をユーザーに支払うものとする。

6. ユーザーは、ポータルサイト内における、ユーザー自身が設定、管理、操作を行うことが可能な部分について、合法、合理的かつ目的に沿ってポータルサイトの運用を行うものとし、弊社がその運用を行うにつき不適切と判断した場合、弊社は、運用を行うユーザーに対し本サービスの提供を中断、停止し、契約を解除する等の措置を行う場合がある。

7. ポータルユーザー間もしくはポータルユーザーとユーザーとの間で発生した紛争について、弊社は一切の責任を負わないものとする。

8. ユーザーが、ポータルサイトを利用して、公衆にその情報を公開したことにより、ユーザーもしくは第三者に発生した損害について、弊社は一切の責を負わないものとする。

第24条（本サービスの各コンテンツに関する著作権等）

1. 本サービス及び本サービスに関連したドキュメント等の文書に関する知的財産権その他一切の権利（外部提供先等に属するものを除く）は弊社に帰属し、法律および契約による保護を受けるものとする。

2. 本サービスは一つの製品として許諾されており、ユーザーは各サービスの構成部分の一部を、それぞれ利用目的に反し分離して使用、もしくは第三者に提供することは出来ないものとする。

第25条（競渡の禁止及び名義変更）

ユーザー及び弊社は、本約款及び本契約に関する自らの権利及び義務を第三者に譲渡、質入れ、担保の用に供する等の処分を行ってはならないものとする。

第26条（問合せへの対応方法と免責）

1. 弊社及びその従業者は、必要に応じて専門の窓口を設け、ユーザーの本サービスに関する設定、操作等の問合せを受け付けるものとする。但し、ユーザーによる当該問合せは、弊社の指定するメールアドレス宛の電子メールの送付をもって行うものとし、弊社は当該窓口の営業時間内に返信を行うものとする。また、問合せの内容により、弊社は対応もしくは返信のために必要な相応の時間を要する場合がある。

2. 前項により弊社が対応を行った場合、弊社に予見出来たか否かを問わず当該対応の結果がユーザーの判断に影響を与え、それにより生じたユーザーもしくは第三者の損害につき、弊社は一切の責を負わないものとする。

3. ユーザーは、第1項の規定にかかわらず、サービスコース等に明示的な規定が設けられていないか、もしくはサポートパッケージ等の有償サポートを別途弊社へ申込みを行うこと、弊社からの本サービスの運用サポートを受ける事が出来る場合がある。その際の手続き及び適用されるサポートの内容に関する細則については、弊社が指定するwebサイト上、または該当するサービスコースもしくはオプションの申込書等に定めるものとする。

第27条（準拠法）

本約款の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法を適用とする。なお、本約款のいずれかの部分が無効である場合も、本約款の全体の有効性には影響が無いものとし、かかる無効の部分については、当該部分の主旨に最も有効な規定を、無効部分と置き換えるものとする。

第28条（紛争の解決）

1. 本約款または本サービスに関連してユーザーと弊社の間で紛争が生じた場合には、ユーザーと弊社で誠意をもって協議するものとする。

2. 協議しても解決せず、訴訟により解決する必要が生じた場合、弊社本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第29条（雜則）

1. ユーザーは、本約款に定めるほか、弊社からユーザーに書面もしくは弊社が指定するwebサイト上にて定める本サービスの利用に関する決まり、手引き、注意事項その他別途弊社の定める事項に従うものとする。但し、当該事項内に特に明示的な定めがなく、当該事項の内容もしくは販売代理店等が行った説明・告知等が、本約款の規定と矛盾する場合、本約款の規定が優先して適用されるものとする。

2. 弊社は、ユーザーの承諾を得た上で、ユーザーの情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて外部に発表することがあるものとする。

(※附則)「C2mobile サービス利用約款」に関する特則

■エンタープライズ版サービス利用約款

シーツ株式会社（以下「弊社」という）は、「C2 mobile エンタープライズ版 サービス利用約款」（以下「本特約」という）を以下の通り定める。本特約は「C2 mobile サービス利用約款」（以下、「C2 mobile 利用約款」）の一部を構成するものとし、本特約に明示のある事項については、「C2 mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約が適用されるものとする。

第1条（用語の定義）

「C2mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約における用語の定義を以下のように定める。但し、本条に定めるサービスを利用するにつき「C2 mobile 利用約款」が優先的に適用される場合、本条の用語は、当該約款における各用語の定義に服するものとする。

- （1）「エンタープライズコース（以下本特約において「本コース」という）」とは、弊社の指定する本コースの専用の申込書に定める各種のサービス及び付随するオプション等の総称をいう。
- （2）「ユーザー」とは、「C2 mobile 利用約款」及び本特約に従い、本コース利用に際し弊社と本部アカウントの発行について契約を行った当事者を指し、弊社より有償で本コースの提供を受け、弊社に情報が登録され、本コースを自ら利用することが出来る個人または法人もしくはその他の団体をいう。
- （3）「登録アカウント数」とは、ユーザーが本コースを利用するために弊社より発行を受けた、本コース専用 ID の総数をいい、「本部アカウント」とは、本コース利用開始時、初回に1度のみ発行される、本コースを利用する上で自己保有の各アカウントに対する統括的な管理権限を有するアカウントをいう。

第2条（本コースの利用開始日）

本コースの利用に際しての利用開始日とは、本コース利用開始時、弊社がユーザーへ送付する本部アカウントの登録通知に記載された利用開始日のことをいう。

第3条（本コースの対価及び支払方法）

ユーザーは、本コース専用の申込書に定める、登録アカウント数に応じた本コースの利用料金を、ユーザー本人名義により、全て一括して弊社に支払うものとする。

第4条（アカウントの追加及び削除）

ユーザーが本コースを利用するに際し、必要のある場合弊社の指定する方法でアカウントの追加を行うものとする。但し、その際に新たに発生する利用料金については、ユーザー本人名義により、直接弊社に対し支払いを行うものとする。また、特定のアカウントの削除を希望する場合は、ユーザー本人から弊社に対し弊社の指定する方法で削除を申込みものとする。

第5条（ユーザーによるアカウントの管理及びデータの取扱）

ユーザーが管理を行う本部アカウントその他のアカウントの利用については、ユーザー自身もしくはユーザーが指定する各アカウントの管理者が直接管理を行うものとする。また、本コースの利用に際しユーザーが知り得た全ての情報については、ユーザー自身の責任によりこれを管理するものとする。

第6条（本コースの提供に関する弊社の免責）

1. 弊社は、ユーザーが本コースを利用するに際し発生した、ユーザーと各アカウントの実際の管理者との間もしくはその複数者間の紛争に関し、一切これに関与せず、当該紛争の原因もしくは結果により当該当事者に生じた一切の損害について、一切の責を負わないものとする。
2. 本コースの利用契約に関する異議については、全てユーザーもしくはその代理人より発せられるものとし、弊社は本コースの各アカウントの実際の管理者に対し直接の責を負わないものとする。

第7条（本コースの利用）

本部アカウントより、各アカウントに属するエンドユーザーの有する登録メールアドレスに対し電子メール等による情報を配信する場合は、各アカウントがエンドユーザーを募集する際に、当該配信についての簡潔な内容等を明記するものとする。

第8条（アカウント譲渡、売買等の禁止）

1. ユーザーは、本コースを利用するにあたって、弊社の許諾なく以下の行為を行ってはならないものとする。
 - (1) 各アカウントを個別に第三者に利用させ、もしくは第三者による利用のためにアカウントの追加を申請すること。
 - (2) 各アカウントを個別に第三者に売買し、もしくは転貸貸する等、本コースの利用目的から逸脱した行為。
2. 第1項に関して、ユーザーが、本コース利用の申込みにて自ら希望する利用の方法、情况及び理由等を弊社へ通知した場合で、弊社がやむを得ないものと判断しその利用を許諾した場合はこの限りではない。また、ユーザーが、弊社の許諾を得ずに第1項の行為を行い、もしくはその通知内容を逸脱した利用行為を行った場合、弊社はその裁量により、ユーザーに対する本コースの利用を停止し、または契約の解除を行うことが出来るものとする。
3. 販売代理店、特約店、アドバイザー、その他いかなる名称かを問わず、弊社との間でC2 mobile サービスの取次を行うための契約を行った者（以下、「販売提供者」という）が、自ら本コースを利用し、または本コースを申込み場合は、申込時までに、弊社に対しその利用方法等に関する通知を行わなければならないものとし、弊社の許諾を得るものとする。
4. 販売提供者が、第3項の通知に違反し、もしくは虚偽の通知をする等、不正な方法により本コースを利用した事実が判明した場合、弊社はその裁量により、当該販売提供者に対する本コースの利用を停止し、または契約の解除を行うことが出来るものとする。但し、これらの場合で弊社がその利用につき必要な改善等の指示を行った場合、販売提供者は当該指示に従うものとする。
5. 第2項もしくは第3項における許諾の際に弊社が条件を付した場合、ユーザーまたは販売提供者は、これ遵守した上で本コースの利用を行うものとする。
6. 本条各項の行為によりユーザーもしくは販売提供者、または第三者に不利益もしくは紛争が生じた場合、その利用の許諾の有無に関わらず、弊社は当事者に対し一切の責を負わないものとする。

第9条（その他の適用条項）

本特約に記載の無い、その他の本コース利用についての定めについては、「C2mobile 利用約款」に従うものとする。

■定額コース利用約款

シーツ株式会社（以下「弊社」という）は、「定額コースサービス利用約款」（以下「本特約」という）を以下の通り定める。本特約は「C2 mobile サービス利用約款」（以下、「C2 mobile 利用約款」）の一部を構成するものとし、本特約に明示のある事項については、「C2mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約が適用されるものとする。

第1条（用語の定義）

「C2mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約における用語の定義を以下のように定める。但し、本条に定めるサービスを利用するにつき「C2 mobile 利用約款」が優先的に適用される場合、本条の用語は当該約款における各用語の定義に服するものとする。

- （1）「定額コース（以下本特約において「本コース」という）」とは、各種利用端末、利用オプション、販促用物品、もしくは月額の利用料金等を除き、通常申込時に必要な所定の初期費用が発生しない、弊社の指定する本コース専用の申込書に定める各種のサービスの総称をいう。また、本コースを含んだセット販売価格等が設定されている場合についても、本特約を排除すべき明示的な定めのない限り、本特約が適用されるものとする。なお、本コースに対し、当該初期費用が発生するコースを「通常コース」と総称する。

第2条（本コースの提供期間）

1. 「C2 mobile 利用約款」第5条第1項の内容にかかわらず、弊社は本コースを利用するユーザーに対し本コースを弊社が申込時に指定する特定の期間（以下「最低利用期間」）提供するものとし、最低利用期間を経過した後は解約事由のない限り以後1ヶ月単位で提供するものとする。従って、「C2 mobile 利用約款」第4条第1項に従いユーザーと弊社との間で本コース利用契約が成立した場合、当該契約は、その成立日をもって発効するとともに、本サービス利用開始日の翌月1日から起算して最低利用期間が経過するまでの間、有効に存続するものとし、また、当該最低利用期間中、ユーザーは第3項に定める場合を除き、本契約を解約出来ないものとする。
2. 第1項に定める最低利用期間が満了する月の前月の末日までに、ユーザーまたは弊社から「C2 mobile 利用約款」及び本特約に従い本コース利用契約を終了する旨を電子メールまたは書面にて相手方に通知しない場合、該当する本コース利用契約はさらに1ヶ月延長されるものとし、その後も同様に1ヶ月毎に自動更新が行われるものとする。
3. 本コースを利用するユーザーが、第1項に反し本コースの最低利用期間中に本コースの利用契約の解約を行う場合、「C2 mobile 利用約款」第20条に定める以外に、本コース専用の申込書に記載する所定の解約金を解約時まで弊社に支払わなければならないものとする。

第3条（サービスコースの変更及びオプション等の追加に関しての特則）

1. 本コースに関し、利用開始日以後、ユーザーが、当初ユーザーが申込みを行ったサービスコース及びオプション等について中途にその内容の変更を希望する場合は、「C2 mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約に定める規定及び本コース専用の申込書に記載するその他の定めに従うものとする。
2. 本コースに関し、第2条に定める本コース利用契約が成立した後は、第2条第1項の最低利用期間が満了したか否かを問わず、別途特定の定めがある場合を除き、事後的に利用する料金体系を通常コースに変更することは出来ないものとする。

第4条（その他の適用条項）

本特約に記載の無い、その他の本コース利用についての定めについては、「C2mobile 利用約款」に従うものとする。

■ショッピングツール等の利用に関する規約

シーツ株式会社（以下「弊社」という）は、「ショッピングツール等の利用に関する約款」（以下「本特約」という）を以下の通り定める。本特約は「C2 mobile 利用約款」（以下、「C2 mobile 利用約款」）の一部を構成するものとし、本特約に明示のある事項については、「C2mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約が適用されるものとする。

第1条（用語の定義）

「C2mobile 利用約款」の内容にかかわらず、本特約における用語の定義を以下のように定める。但し、本条に定めるサービスを利用するにつき「C2 mobile 利用約款」が優先的に適用される場合、本条の用語は当該約款における各用語の定義に服するものとする。

（1）「ショッピングツール（以下本特約において「本オプション」という）」とは、「C2mobile 利用約款」における「本サービス」に関連し、当該サービスに、弊社が提供を行う専用の機能を付加させることでインターネットを通じ商品・サービス等を第三者に提供させるサービスであり、当該付加機能を設置するための申込書等に定める各種のサービスの総称をいう。

（2）「ユーザー」とは、「C2 mobile 利用約款」及び本特約に従い、「C2 mobile 利用約款」における「本サービス」とともに本オプションを利用する者をいう。

（3）「モバイルECサイト」とは、弊社サーバー内に情報が保存され、ユーザーもしくは弊社は本オプションの利用開始に伴い開設を行い、もしくはユーザーがその設備の一部を利用することが出来る、ユーザーと第三者が商取引を行うための媒体となる web サイト一般をいう。

（4）「ECサイトユーザー」とは、モバイルECサイトを通じ、ユーザーと商取引を行い、もしくは行おうとするユーザーをいう。

第2条（本オプションの利用等）

1. 本オプションは、弊社が、インターネットショップを運営・管理するために必要な機能を提供し、「C2mobile 利用約款」及び各オプション設定のための申込書に定める申込み方法、登録等の必要な手続きを全て済ませたユーザーがこれを利用するものとする。

2. ユーザーが、本オプションを利用し、もしくはそれに関連してECサイトユーザーと商品・サービス等の取引を行う場合、法に定める表示義務を遵守する等、民法、商法、電子契約法、特定商取引法、古物営業法等、その他関連する諸法規に照らし健全な取引行為を行うものとする。

3. 本オプションを利用して、以下の商品の販売を行うことを禁止する。

- （1）銃器類、刀剣類、麻薬もしくはその類似品等、非合法商品全般。
- （2）日本国内での販売が禁止されている、もしくは行政庁その他により許可・認可を受けていない医薬品。
- （3）その他法律で義務づけられている免許等、販売資格条件を満たしていない商品。
- （4）開運、魔よけ等を標榜する高額商品。
- （5）その他弊社が不適切と判断するもの。

4. 弊社は、ユーザーが本オプションを利用するために登録を行った情報について必要上、変更、削除等を行う必要がある場合は、ユーザーに対し随時正勧告を行えるものとし、当該勧告にユーザーが従わない場合は、弊社が単独では正、削除等の措置を行うことが出来るものとする。また、それによりユーザーもしくは第三者に損害が発生しても、弊社は一切の責を負わないものとする。

第3条（第三者が提供するサービスとの関係）

1. 本サービスの利用希望者が、弊社より本オプションの提供を受けるため、弊社以外のサービス提供業者（カード決済その他のサービス代行業者を含む）、社団、公共機関等の第三者（以下「他社」という）より本オプション以外のサービスの提供を受け、もしくは当該他社へ何らかの申請、通知等を行う必要がある場合、特に別段の定めのある場合を除き、当該他社のサービス等への申込みは利用希望者が自ら行うものとする。

2. 前項による他社のサービス等に関する照会方法、料金、保障、情報管理等の規定については当該他社の管理するところとし、弊社は、当該サービスの管理、結果の保証、当該サービスの利用等に起因した紛争等については一切その責を負わないものとする。

3. 第1項による他社のサービス等に申込みを行った上、当該サービス等の利用が出来ず、結果的に本サービスの利用希望者が弊社より本オプションの提供を受けることが出来なかった場合、弊社はその結果につき利用希望者に対し一切の責を負わないものとする。

第4条（本オプション利用における個人情報の取扱）

ユーザーが本オプションを通じて知り得たECサイトユーザー等の個人の情報は、「C2mobile 利用約款」における「本サービス」の各利用目的内でのみ利用するものとする。

第5条（本オプション利用による弊社の免責）

ユーザーが、本オプションを利用し、もしくはそれに関連してECサイトユーザーと商品・サービス等の取引を行う場合、弊社は、売買等の交渉、決済の方法、当該取引に関する債務の不履行等の、当該当事者間の実際の取引行為について一切関与せず、本オプションを利用したことにより生じた全ての紛争もしくは損害について、弊社は一切の責を負わないものとする。

第6条（その他の適用条項）

本特約に記載の無い、その他の本オプション利用についての定めについては、「C2mobile 利用約款」に従うものとする。

●別添（本サービス料金規定）

■本サービスご利用料金のお振込先は、以下の金融機関の口座とします。

■振込先（口座名義人）：シーツ株式会社

●一般 銀行：みずほ銀行 仙台支店 普通口座 2 8 1 4 6 4 5

●ゆうちょ銀行：記号 1 8 1 9 0 番号 2 6 0 7 9 0 8 1

※お振込みの際は、お振込者名を必ず明記してください。

■基本利用料（月額料金）等の、一定期間毎に発生する費用のお支払い方法

お申込時にご指定いただく一般銀行又はゆうちょ銀行の預金口座振替により、ご利用月の前月27日（金融機関非営業日の場合は、翌営業日）にお支払いいただきます。

本サービスの料金詳細に関しては、「商品価格表」もしくは所定の web サイトでご確認下さい。

■30日間返金保証制度について

弊社では、皆様安心してサービスをご利用いただけるように、30日間返金保証制度を設けています。

「ご登録完了メール（ご利用開始メール）」が届いた日を含めて30日間以内であれば、お申込みサービスの返品（取扱商品はインターネット ASP サービスですでの、郵送物のみご返下さい。）をいただいたりから、速やかにご返金または交換を行います。

※返金及び返金を行うサービスの内容は、原則として当社によるASPサービスの提供部分に限られるものとし、以下のサービスについては保証の適用外、または保証内容に制限があります。

・独自ドメインの年間利用料金等、他社提供サービスによる料金はご返金の対象となりません。

・端末等の物品については、ご返却時に未使用物または未使用同様と見なせる場合のみのご返金とさせていただきます、物品（箱、袋等の付属品を含む）の欠損や破損、故障、紛失、改造、加工、汚損等がある場合は対象物品の代金をご解約時に弁済（お買取）していただきます。

※返金を希望される場合は、①お名前 ②ユーザーID ③返品を希望するご利用サービス名 ④住所 ⑤捺印 ⑥返金先口座を全てご記入いただき事務局までご連絡下さい。

また、返品の際の郵送料は弊社で負担し、返品に伴う違約金は発生しません。なお、この制度は弊社が直接ユーザー様へ提供したサービスにのみ適用されます。